

ガス選択約款の改定について

2026 年 3 月 1 日
豊岡エネルギー株式会社
【小売登録番号 G0004】

このたび、一部のお客さまにおいて契約期間更新に伴う「新たな契約期間」のご説明および「契約締結前後書面」の交付ができていなかったことが判明いたしましたので、お知らせするとともにお詫び申し上げます。これに伴い、2026 年 3 月にガス選択約款（豊岡地区・城崎地区・コミュニティーガス）を変更いたしました。

1. 不備の内容について

ガス事業法^{※1}にて定められている契約更新時の供給条件説明および書面交付の未実施

※1：ガス事業法第 14 条の第 1 項、同条第 2 項、第 15 条の第 1 項に契約更新前の説明および更新前後の書面交付が必要である旨が定められております。

2. ガス選択約款の改定について

本事象を受けて 2026 年 3 月 1 日付でガス選択約款を改定し、契約期間および自動更新に関する条項を削除することで契約期間の定めのない契約といたします。

<対象となるガス選択約款>

・豊岡地区

家庭用コージェネレーションシステム契約、家庭用ガス温水床暖房契約、家庭用高効率給湯器契約、家庭用空調契約、小型空調契約、空調夏期契約

・城崎地区

家庭用コージェネレーションシステム契約、家庭用ガス温水床暖房契約、家庭用高効率給湯器契約、大規模空調契約、小型空調契約、給湯用契約

・コミュニティーガス（高屋団地）

家庭用コージェネレーションシステム契約、家庭用ガス温水床暖房契約

・コミュニティーガス（第 2 戸牧団地）

家庭用コージェネレーションシステム契約、家庭用ガス温水床暖房契約

[都市ガス（豊岡地区・城崎地区）をご利用のお客さま]

変更後の約款はこちらからご覧ください。 <https://www.toyooka-e.co.jp/gas/toshigas/>

[コミュニティーガスをご利用のお客さま]

対象となるお客さまへは変更内容を記載した書面を郵送しております。